

体育・スポーツ活動に関する  
学校安全点検の指針

平成31年3月（改訂）

福岡県教育委員会

## 1 学校安全点検の基本

- (1) 体育・スポーツ活動に関する安全点検は、体育施設・設備・用具及び活動内容等を対象とし、事故を未然に防ぐ観点から、学校保健安全法施行規則等に基づき、定期的、臨時的、日常的かつ継続的に行う。
- (2) 安全点検の重要性や方法等について、教職員に周知するための研修会を定期的に開催する。また、点検を実施するに当たっては、「学校安全点検実施要領」を作成し、全教職員により組織的かつ計画的に実施するとともに、安全点検の習慣化を図る。さらに、必要に応じて児童生徒を参加させ、安全に関する意識高揚を図る。
- (3) 安全点検の結果は、速やかに集約し、必要に応じて修繕等の措置を講じる。併せて、改善されるまでの期間、使用(通行)禁止等の表示を行うなど適切な措置を講じる。さらに、点検結果とその事後措置を全教職員及び児童生徒に周知する。
- (4) 体育・スポーツ活動に関する安全点検は、児童生徒の活動経験の有無や健康・体力の状態、さらには気象条件や自然災害に関わるものなど幅広く、中には劇的に変化しやすいものもあることから、それらに対処できるチェック体制を確立する。

## 2 学校安全点検の区分(種類)

体育・スポーツ活動に関する安全点検の区分(種類)は、活動に参加する児童生徒の実態や活動内容等に関するものと、活動の場である体育施設・設備・用具である。具体的な時期及び点検に伴う留意点は、以下に示すとおりである。

区 分	時 期	留 意 点
活 動 内 容 等	随 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の実態(経験の有無や健康・体力の状態)に応じた指導計画・内容の検討</li> <li>・気象状況(落雷、暴風雨、気温等)への適切な対処</li> <li>・緊急時の体制整備</li> </ul>
体 育 施 設 ・ 設 備 ・ 用 具	定 期	学期に1回以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての体育施設・設備・用具の破損及び保管状況の確認</li> <li>・関係教職員等と連携した確認</li> <li>・必要に応じて業者へ点検依頼</li> </ul>
	臨 時	月に1回 <ul style="list-style-type: none"> <li>・頻繁に使用する体育施設・設備・用具の破損及び保管状況の確認</li> <li>・関係教職員等と連携した確認</li> </ul>
	日 常	体育的行事の前後、災害時など必要に応じて <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する体育施設・設備・用具の破損及び保管状況の確認</li> <li>・暴風雨、地震等などの自然災害時の確認</li> <li>・関係教職員等と連携した確認</li> </ul>
	日 常	体育授業及び運動部活動等の活動ごと <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する体育施設・設備・用具の破損及び保管状況の確認</li> <li>・移動式設備・用具の固定状況の確認</li> <li>・関係教職員等と連携した確認</li> <li>・体育設備・用具等の取り扱い方に関する事前指導</li> <li>・習慣化の工夫と継続的实施</li> </ul>

### 3 活動内容等に関する安全点検の具体

- (1) 児童生徒の指導について  
指導計画に基づき、教職員の共通理解のもと、児童生徒の実態に応じた段階的な指導を行うことが重要である。

#### [ポイント]

- ① 経験の有無や健康・体力の状態に応じた段階的な指導を行う。
- ② 危険が予測される場面については、危険回避の方法や手順を指導するとともに、適切な職員配置をする等、指導体制を整備する。
- ③ 危険を想定し、補助の仕方など実技を取り入れた安全確保に関する職員研修会を実施する。
- ④ 従前から慣例的に行われてきた活動内容については、児童生徒の現状を踏まえ、常に実施方法やルールの見直しを行う。
- ⑤ 実施に当たっては、児童生徒の自主性を尊重しつつ、教職員が常に指導・監督を行う。

- (2) 児童生徒の健康について  
日常の健康観察、定期及び臨時の健康診断や健康相談等を基に、個に応じた適切な措置を講じるとともに、気象状況（落雷、暴風雨、気温等）の把握を十分に行うことが重要である。

#### [ポイント]

- ① 常に児童生徒の人員を把握するとともに、健康観察をこまめに行う。
- ② 既往症等がある児童生徒の活動参加については、必ず保護者や専門医等に十分相談する。
- ③ 熱中症対策や紫外線対策等の事前指導を十分に実施する。
- ④ 気象状況等によっては、躊躇なく活動を中止するなど適切に対処する。

- (3) 緊急時の体制について  
不測の事態に備えて、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を見直すなど、校内救急体制を整備することが重要である。

#### [ポイント]

- ① 計画的に教職員や児童生徒を対象に、AEDの操作を含む救急処置法に関する講習会を開催する。
- ② 事故発生時の緊急連絡手段を確認する。
- ③ 事故発生時、救急車等が到達できるように、敷地内の通路（広場）を確保するとともに、誘導のための職員配置や役割分担を明確にする。

### 4 体育施設・設備・用具に関する安全点検の具体

- (1) 学校安全点検組織の整備と分担について  
校務分掌や教科担当ごとに、点検の場所や内容を分担するなど、全教職員によって組織的かつ効率的に実施することが重要である。

#### [ポイント]

- ① 各学校において「学校安全点検分担表」を作成するなど、全教職員の役割分担と責任を明確にする。
- ② 各学校で作成する「学校安全点検実施要領」に沿って、計画的に安全点検を実施する。

(2) 安全点検の実施と結果の整理について

実際の点検に当たっては、学校の実態に応じた点検項目を設定し、点検結果を整理するとともに、危険箇所を確実に把握することが重要である。

**[ポイント]**

- ① 点検箇所ごとに具体的な点検項目を示した点検カードを作成する。
- ② 点検結果については、集約簿等を作成し、全体が把握できるように、全教職員への周知の徹底を図る。

(3) 危険箇所等の表示と周知について

点検結果に基づき、危険箇所は速やかに改善する。併せて、改善が終了するまでの間、危険箇所として表示を行うとともに、使用を停止する。

**[ポイント]**

- ① 職員朝礼やホームルーム等において、全教職員・児童生徒へ危険箇所等の周知を徹底する。
- ② 児童生徒が危険箇所に近寄らぬよう、張り紙、コーン、ロープ等で使用(通行)禁止等を表示する。また、必要に応じて、照明等により夜間の安全を期す。

(4) 日常点検の習慣化の工夫について

日常の安全点検は、使用する場所ごとに点検すべき項目を明示するなど、教職員や児童生徒が常に確認できるように工夫し、安全点検の習慣化を図ることが重要である。

**[ポイント]**

- ① 点検項目を、体育準備室や倉庫等の出入口付近など最も目につく場所に掲示するなど、いつでも確認できるようにする。
- ② 教職員による安全点検だけでなく、児童生徒の委員会活動に安全点検を取り入れるなど、児童生徒の主体的な活動を促す。

# 【資料編】

## 資料 1

### 学校安全点検実施要領(作成例)

#### 1 安全点検の目的

児童生徒等の安全確保を図るために、安全点検を継続的・計画的に実施し、学校環境や児童生徒等の行動等の危険を早期発見、除去するとともに、事後措置を適切に講じる。

#### 2 安全点検の時期

- (1) 定期点検
- |      |   |   |   |   |
|------|---|---|---|---|
| 1 学期 | ○ | 月 | ○ | 日 |
| 2 学期 | ○ | 月 | ○ | 日 |
| 3 学期 | ○ | 月 | ○ | 日 |
| 毎月   | ○ | 日 |   |   |
- (2) 臨時点検 体育的行事の前後、災害時等
- (3) 日常点検 体育授業及び運動部活動等の活動ごと

#### 3 点検分担表

各学校の実態に応じて作成する。

#### 4 安全点検場所及び安全点検項目

各学校の実態に応じて作成する。(資料 2 参照)

#### 5 安全点検の方法

- (1) 安全点検の実施は、点検項目を明確にした安全点検カード(資料 3 参照)に点検結果を記入する。
- (2) 点検結果の判定
- ① 活動内容等  
確認のチェック
  - ② 施設・設備・用具  
A は良好、B は学校で改善可能、C は業者による改善必要
- (3) 安全点検の実施は、形式に流れることなく、児童生徒の目の高さや行動の特徴等に十分配慮しながら、触ったり、動かしてみたり、負荷をかけたりしてその都度新鮮な気持ちで確実にを行う。

#### 6 安全点検の事後措置

- (1) 安全点検表の処理は、「安全点検集約簿」により集計し、全体を把握する。
- (2) 安全点検の結果、発見された危険箇所は、学校内で処置できるものは、速やかに処置し、その旨を点検集約簿に明記する。
- (3) 事後措置の内容
- ・危険物の除去(小石、ガラス片、不要なくぎ等)
  - ・使用上の注意や指示の明示
  - ・修繕、取り替え、使用禁止

## 資料 2

### ○ 体育・スポーツ活動に関する学校安全点検の観点（例）

次の安全点検の観点例を参考にし、定期、臨時、日常等の点検に必要な安全点検カードを各学校の実態に応じて作成すること。

#### 1 活動内容等に関して

##### (1) 体育・保健体育

No	点 検 の 観 点
1	児童生徒の実態（経験の有無、健康・体力等）に応じた指導計画になっているか
2	活動内容に応じた準備運動、整理運動がなされているか
3	活動中に予想される事故やけがを防止するため、十分な指導（約束事、用具の取扱い方等）がなされているか
4	校内救急体制が確立し、緊急時には適切な対応ができるようになっているか
5	活動する場所の広さと児童生徒の人数との関係を考慮しているか
6	事前に児童生徒の健康状態の把握が十分になされているか
7	児童生徒の服装等（活動にあった服装、靴のはき方、爪、ピン止め、身に付けている金属類等）の指導がなされているか
8	見学者への配慮は適切か
9	熱中症環境保健マニュアル等に基づいた熱中症対策は、十分なされているか
10	雨天による急激な気温の低下等に対応した対策は、十分なされているか
11	落雷予報等気象状況の把握は、十分なされているか
12	活動する場所、使用する施設・用具等の安全点検を直前に行っているか
13	サッカーゴールやハンドボールゴール、防球ネットなど移動式のもの、倒れないように固定しているか、また使用しない場合は、安全に保管されているか

##### (2) 体育的行事（体育大会、競技会等）

No	点 検 の 観 点
1	児童生徒の実態（経験の有無、健康・体力等）に応じた指導計画になっているか
2	活動中に予想される事故やけがを防止するため、十分な指導（約束事、用具の取扱い方等）がなされているか
3	危険を伴う種目において、教職員に対する研修会の実施や適切な職員配置など、指導体制や安全について、十分な配慮がなされているか
4	校内救急体制が確立し、緊急時には適切な対応ができるようになっているか
5	事前に児童生徒の健康状態の把握が十分になされているか
6	熱中症環境保健マニュアル等に基づいた熱中症対策は、十分なされているか
7	雨天による急激な気温の低下等に対応した対策は、十分なされているか
8	落雷予報等気象状況の把握は、十分なされているか
9	仮設スタンドや看板等は適切に設置されているか
10	入退場門などは、倒れないように適切な措置がなされているか
11	会場設営で使用した押しピン、くぎ、針金などは、落ちていないか
12	活動する場所、使用する施設・用具等の安全点検を直前に行っているか
13	テントやサッカーゴール、ハンドボールゴール、防球ネットなど移動式のもの、倒れないように固定しているか、また使用しない場合は、安全に保管されているか

### (3) 運動部活動等

No	点 検 の 観 点
1	児童生徒の実態（経験の有無、健康・体力等）に応じた指導計画になっているか
2	参加人数は、常に把握されているか
3	練習方法、用具の扱い方など、十分な事前指導がなされているか
4	危険な器具、機械等の取り扱いには、必ず教師が立ち合っているか
5	施設の広さと児童生徒の人数との関係を考慮しているか
6	教職員による指導監督体制のもと実施されているか
7	校内救急体制が確立し、緊急時には適切な対応ができるようになっているか
8	事前に児童生徒の健康状態の把握が十分になされているか
9	熱中症環境保健マニュアル等に基づいた熱中症対策は、十分なされているか
10	雨天による急激な気温の低下等に対応した対策は、十分なされているか
11	落雷予報等気象状況の把握は、十分なされているか
12	活動する場所、使用する施設・用具等の安全点検を直前に行っているか
13	テントやサッカーゴール、ハンドボールゴール、防球ネットなど移動式のものは、倒れないように固定しているか、また使用しない場合は、安全に保管されているか

## 2 体育施設・設備・用具に関して

### (1) 体育館・講堂・武道場等

No	点 検 の 観 点
1	出入口の戸、窓枠、窓ガラス等が破損したり、はずれやすくなっていないか
2	床面・ステージのいたみ、浮き、破損はないか
3	バレーボール支柱等の留め金のねじがゆるみ、浮き上がったり、蓋が破損したりしていないか
4	バスケットボールゴール等、備え付け器具の鉄製部分の腐食や溶接部の破損はないか
5	肋木やクライミングロープ等の施設は適切に設置されているか
6	照明や時計、スピーカー等がはずれたり、抜けたりすることはないか
7	防球ネットやバスケットボールゴール、ステージの吊り棒などの巻き上げ器具・ロープ等は正常に作動し、危険はないか
8	用具の置き場所が決められ整理整頓されているか、立てかけられたものが倒れないよう措置されているか
9	観覧席、ギャラリー部分の防護柵のぐらつきはないか
10	緞帳、カーテン等は正常に作動しているか、落下の危険はないか
11	移動式階段は固定されているか、また、使用しない時は安全な場所に収納されているか
12	柔道場の畳は、ずれなく敷かれているか、また破損していないか
13	弓道場の矢道及び矢よけ板には、安全の配慮がなされているか
14	鏡台やピアノ、花台、黒板、演台、椅子収納台車などの保管の仕方はよいか、また破損していないか

### (2) 運動場・テニスコート等

No	点 検 の 観 点
1	凸凹や陥没などはないか
2	石、くぎ、ガラスの破片等、危険物は落ちていないか
3	移動式運動施設等が適切な場所に設置され、しっかり固定されているか
4	ラインとして敷設したコースロープは適切に固定(たるみ・間隔等)されているか
5	門扉や塀、フェンス等の破損はないか
6	緊急時、救急車の通路が確保されているか

### (3) プール

No	点 検 の 観 点
1	プールの排(環)水口の蓋や柵は外れたりしてないか、固定しているネジ、ボルトなどの緩みがないか、また排(環)水口の吸い込み防止金具のずれ等が生じてないか
2	出入口の戸、窓枠、窓ガラスなどが破損したり、はずれやすくなったりしていないか
3	出入口の施錠、保護柵(フェンス)の破損がないなど、外部から侵入できないようになっているか
4	コンクリートやタイルなど破損箇所はないか
5	プールサイドやシャワー(室)、足洗い場、プールの床面及び側面は滑らないような配慮がされているか
6	プールの中や足洗い場、プールサイドなどに危険物や異物はないか
7	コースロープの腐食や破損はないか
8	プールの残留塩素は、使用直前に測定しているか
9	消毒剤などは、適切に保管されているか
10	循環浄化装置、減菌装置などは、正常に作動する状態に保たれているか
11	機械室の施錠ができていないか
12	監視台は破損なく、安全な場所に配置されているか
13	緊急時、救急車の通路が確保されているか

### (4) 体育施設・設備・器具等

No	点 検 の 観 点
1	固定施設は適切に埋設され、腐食等により、転倒の危険はないか
2	鉄棒のさびはないか、しっかり固定されているか
3	砂場の枠は高すぎないか、石、ガラス、その他危険物は取り除かれているか、砂の量は適切か、また固くなっていないか
4	踏切板が適切に埋設されているか
5	掲揚柱が折れたり、倒れたりする危険はないか
6	鉄棒や登り棒等の固定施設は適切に設置され、金属の腐食等はないか
7	卓球台や跳び箱、踏切板、マット、平均台等の体育器具の破損はないか
8	肋木やクライミングロープ等の施設は適切に設置されているか

### (5) 更衣室・部室等

No	点 検 の 観 点
1	出入口の戸や窓(ガラス)に破損はないか
2	出入口の戸や窓は、使用時以外施錠されているか
3	棚等に収納されている用具が、落下する危険はないか
4	壁などに立てかけられた用具などが、倒れないよう措置されているか
5	壁などに打たれたくぎ類が突出していないか
6	照明器具が落下する危険はないか

### (6) 体育用具倉庫等

No	点 検 の 観 点
1	出入口の戸や窓(ガラス)に破損はないか
2	出入口の戸や窓は、使用時以外施錠されているか
3	用具の置き場所が決められ、安全な位置に保管されているか
4	棚等に収納されている用具が、落下する危険はないか
5	壁などに立てかけられた用具等が、倒れないよう措置されているか
6	石灰は散乱を防ぐ容器を使用するなど、適切に保管されているか
7	照明器具が落下する危険はないか





## 資料 4

### ○ 参考法規

#### 学校保健安全法（平成 28 年 4 月 1 日施行）

##### 第 1 章 総則

（目的）

**第 1 条** この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

##### 第 3 章 学校安全

（学校安全計画の策定等）

**第 27 条** 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

**第 28 条** 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

**第 29 条** 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

#### 学校保健安全法施行規則（平成 28 年 4 月 1 日施行）

##### 第 6 章 安全点検等

（安全点検）

**第 28 条** 法第 27 条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期 1 回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

（日常における環境の安全）

**第 29 条** 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

資料 5

○ 熱中症について

熱中症とは、体温を平熱に保つために汗をかき、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）の減少や血液の流れが滞るなどして、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発症する障害の総称。高温環境下に長期間いたとき、あるいはいた後の体調不良はすべて熱中症の可能性がある。

**表2-1 熱中症の症状と重症度分類**

分類	症 状	症状から見た診断	重症度
Ⅰ 度	めまい・失神 「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、「熱失神」と呼ぶこともあります。	熱失神	
	筋肉痛・筋肉の硬直 筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴います。発汗に伴う塩分（ナトリウム等）の欠乏により生じます。 手足のしびれ・気分の不快	熱けいれん	
Ⅱ 度	頭痛・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 体がぐったりする、力が入らない等があり、「いつもと様子が違う」程度のごく軽い意識障害を認めることがあります。	熱疲労	
Ⅲ 度	Ⅱ度の症状に加え、 意識障害・けいれん・手足の運動障害 呼びかけや刺激への反応がおかしい、体にガクガクとひきつけがある（全身のけいれん）、真直ぐ走れない・歩けない等。 高体温 体に触ると熱いという感触です。 肝機能異常、腎機能障害、血液凝固障害 これらは、医療機関での採血により判明します。	熱射病	

（日本救急医学会分類2015より）

【熱中症予防のための運動指針】

**表3-1 熱中症予防のための運動指針**

暑さ指数 (WBGT) (°C)	湿球温度 (°C)	乾球温度 (°C)	熱中症予防のための運動指針	
			指 針	注 意 事 項
31	27	35	運動は原則中止	特別の場合以外は中止。特に、子どもの場合は中止すべき。
28	24	31	厳重警戒 激しい運動中止	激しい運動・持久走は避ける。積極的に休息をとり、水分補給。体力のない者、暑さに慣れていない者は運動中止。
25	21	28	警 戒 積極的に休憩	積極的に休息をとり、水分補給。激しい運動では、30分おきぐらいに休憩。
21	18	24	注 意 積極的に水分補給	死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意。運動の合間に水分補給。
			ほぼ安全 適宜水分補給	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分補給を行う。市民マラソン等ではこの条件でも要注意。

（日本体育協会、2013）

1) 環境条件の評価には暑さ指数(WBGT)が望ましい。  
2) 乾球温度を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。

※暑さ指数・・・人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標。

※湿球温度・・・水で湿らせたガーゼを温度計の球部に巻いて観測し、皮膚の汗が蒸発するときに感じる涼しさ度合いを表すもの。

※乾球温度・・・通常の温度計を用いて、そのまま気温を観測するもの。

【熱中症を疑ったときの対応】

- ①涼しい環境への避難 ②脱衣と冷却 ③水分・塩分の補給 ④医療機関への搬送

環境省「熱中症環境保健マニュアル2018」から

